

令和3年秋の交通安全県民運動実施要綱

1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身の積極的な交通安全活動への取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期 間

- (1) 運動期間 令和3年9月21日（火）から30日（木）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）

3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4 スローガン

「思いやり ゆとりは無事故へ つづく道」

5 運動重点

(1) 全国共通の重点

- ア 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- イ 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ウ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- エ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

(2) 岡山県の重点

- ア 横断歩行者の保護
- イ スピードダウンの励行
- ウ 合図の徹底

(3) 自主重点

上記(1)、(2)のほか、それぞれの組織・地域・職域等の実態により、必要に応じて設定すること

- (例) ①交差点における安全な通行の徹底
- ②運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底 等

6 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり、各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

(1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化

- イ 歩行中の子どもと高齢者の安全の確保
 - (ア) 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
 - (イ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
 - (ウ) 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - (エ) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - (オ) 高齢者交通安全重点地区を中心とした高齢者の横断事故防止対策の推進
 - (カ) 「ゾーン30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策の推進
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
 - ア 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - (ア) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
 - (イ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
 - (ウ) 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
 - (エ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
 - (オ) 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
 - イ 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
 - (イ) 横断歩道手前での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
 - (ウ) 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - (エ) 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発
 - ウ 高齢運転者の交通事故防止
 - (ア) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
 - (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発
 - (ウ) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
 - (エ) 運転免許証の自主返納制度及び高齢者運転免許証自主返納支援事業（おかやま愛カード）の広報啓発により、自主返納しやすい環境づくりの促進
 - エ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (ア) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (ウ) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車利用者自身の安全確保

- (ア) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、乗車・降車時の転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- (ウ) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- (エ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

イ 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- (ア) 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「岡山県自転車安全利用5則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と厳守の徹底

「岡山県自転車安全利用5則」

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

- (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- (ウ) 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用等の危険性の周知徹底

ウ 業務運転中の自転車の安全利用

自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 飲酒運転等の根絶

- (ア) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立
- (イ) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (ウ) 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

イ 妨害運転の防止

(ア) 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

(イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 横断歩行者の保護

ア 運転者に対し、横断歩道や横断者を看過しないための確認の徹底を始め、横断歩道のみならず道路標識や予告標示（いわゆる「ダイヤモンド」）への留意、横断歩行者等妨害等違反に係る罰則（反則金）・点数について周知

イ 歩行者に対し、運転者に横断する意思を明確に伝えるため、「アイコンタクトを送る」、「手を上げる」ことについて呼び掛けの強化

(6) スピードダウンの励行

ア 効果的な広報啓発活動による、スピードダウンに対する理解の促進

イ 各種講習会、交通安全教室等の機会を通じた、速度超過の危険性及び制限速度遵守の重要性の周知徹底

ウ 安全運転管理者、運行管理者選任事業所を始めとした関係機関・団体による各事業所や地域住民に対する制限速度を遵守したスピードダウンの取組への働きかけの実施

(7) 合図の徹底

ア 合図に関するルール（右左折時等 30メートル手前・進路変更 3秒前から合図を行うこと）の遵守

イ 合図に関するルールの徹底に向けた広報啓発の実施

7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記5及び6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

(1) 地域、家庭等における活動

ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催

イ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進

エ 地域が一体となった子どもの見守り活動の充実

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

子どもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等や小・中・高校等における交通安全教材「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を利用した交通安全学習などを通して、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育

- (3) 福祉施設等高齢者が利用する機会が多い施設等における活動
参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (4) 職域における活動
 - ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - ウ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の推進
 - エ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - カ 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
 - キ 自動車、自転車の前照灯の早めの点灯の励行
 - ク 右左折時、進路変更時における合図の徹底
 - ケ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進
- (5) 交通安全総点検の実施
通学路や生活道路、用水路等の危険箇所の把握と解消のため、地域住民等を交え、子どもや高齢者等の視点に立った点検の実施

8 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

各関係機関及び団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

9 その他

(1) 模範的な交通行動の実践

各関係機関及び団体は、それぞれの所管及び特性に応じ、創意工夫を凝らした活動を実施し、本運動が真に県民総ぐるみの運動となるよう努めるとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をすること。

(2) 時代に即した手法の導入

各関係機関及び団体は、従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

(3) 広報活動の展開

本運動を効果的に推進するために、あらゆる組織、団体等を通じて交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が図られるよう広報活動を展開すること。